

## ○松江市特定非営利活動促進法施行細則

平成19年8月31日  
松江市規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成10年島根県条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第2条第2項第2号に規定する書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 条例第2条第2項各号に規定する書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

4 条例第2条第2項第1号に規定する書面は、市長が住民基本台帳により当該役員に係る本人情報を確認する場合は、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定によるインターネットの利用による公表は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 法第10条第2項の公衆の縦覧は、市民部市民生活相談課において行うものとする。

(軽微な不備の補正)

第3条の2 法第10条第4項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正を行うときは、補正書(様式第1号の2又は様式第1号の3)を市長に提出するものとする。

(登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立登記完了届出書(様式第2号)により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書(様式第3号)により行うものとする。

(定款の変更の認証申請)

第6条 条例第4条第1項に規定する申請書は、定款変更認証申請書(様式第4号)によるものとする。

(定款の変更の届出)

第7条 条例第5条の規定による届出は、定款変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第7条の2 法第25条第7項の規定による市長への提出は、定款変更登記完了提出書(様式第5号の2)により行うものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第8条 条例第7条に規定する閲覧及び謄写は、市民部市民生活相談課において行うものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項の規定による解散の認定を受けようとするときは、同条第3項の書面を添付した解散認定申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(解散の届出等)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した解散届出書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就任届出書(様式第8号)により行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第11条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(清算終了の届出)

第12条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書(様式第10号)によるものとする。

(合併の認証申請)

第13条 条例第8条第1項に規定する申請書は、合併認証申請書(様式第11号)によるものとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の登記の届出)

第13条の2 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第11号の2)により行うものとする。

(検査の際の身分証明書)

第14条 法第41条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第12号)によるものとする。

(提出書類の部数)

第15条 法第29条の規定により提出する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 この規則の規定により提出する書類の部数は、認証又は認定の申請に係るものにあつては正副2通とし、その他のものにあつては1通とする。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等の指定)

第16条 条例第16条の規則で定める提出、縦覧、通知、届出、閲覧及び交付(以下この条において「手続等」という。)は、次の表の左欄に掲げる規定に基づく回表の右欄に掲げる手続等とする。

規定	手続等
法第29条	事業報告書等の提出

(電磁的記録による保存の方法)

第17条 条例第17条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第18条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第19条 条例第17条第3項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する島根県知事が行った手続その他の行為又は現に島根県知事に対し行っている申請その他の行為で、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)第2条の表第35号に規定する本市が処理することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

3 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町特定非営利活動促進法施行細則(平成22年東出雲町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年8月29日松江市規則第50号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日松江市規則第38号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成23年7月29日松江市規則第42号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日松江市規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日松江市規則第13号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月25日松江市規則第29号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月31日松江市規則第57号)

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

附 則(令和3年6月22日松江市規則第64号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市規則第25号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

住所又は居所

申請者 氏名

電話番号

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

[様式第1号の2\(第3条の2関係\)](#)

## 様式第1号の2（第3条の2関係）

年 月 日

(あて先)松江市長

住所又は居所

氏名

電話番号

補正書

年 月 日に申請した[ ]について不備  
がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、別添の  
とおり補正を申し立てます。

## 記

1 補正の内容

2 補正の理由

添付書類 補正後の書類

備考 1 [ ]には補正する書類の種類を記載すること。

2 補正の内容には、変更しようとする箇所について、補正後と申  
請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。様式第1号の3(第3条の2関係)

様式第1号の3（第3条の2関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔 〕について不備

第 25 条第 5 項

がありましたので、特定非営利活動促進法 において準用す

第 34 条第 5 項

る同法第 10 条第 4 項の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

添付書類 補正後の書類

備考 1 〔 〕には補正する書類の種類を記載すること。

2 補正の内容には、変更しようとする箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により登記事項証明書添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 法第14条の設立の時の財産目録

[様式第3号\(第5条関係\)](#)

## 様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

## 役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により届け出ます。

## 記

変更年月日	変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

添付書類 変更後の役員名簿

備考 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、次の書類を添付すること。

- (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面

様式第4号(第6条関係)

## 様式第4号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

## 定款変更認証申請書

下記のとおり定款の変更をすることについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

## 添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款
- 3 法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合には、当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、1から3までに掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
  - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
  - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録)

様式第5号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

#### 定款変更届出書

下記のとおり定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更した時期

#### 添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款

[様式第5号の2\(第7条の2関係\)](#)

様式第5号の2（第7条の2関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

[様式第6号\(第9条関係\)](#)

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

#### 解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面

[様式第7号\(第10条関係\)](#)

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

#### 解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

[様式第8号\(第10条関係\)](#)

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所

2 清算人が就任した年月日

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

[様式第9号\(第11条関係\)](#)

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

[様式第10号\(第12条関係\)](#)

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

清算終了届出書

解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

添付書類 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

[様式第11号\(第13条関係\)](#)



様式第11号(第13条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

特定非営利活動法人の名称(甲)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動法人の名称(乙)

代表者氏名

電話番号

#### 合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 合併後の特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 3 合併後の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
- 4 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 合併趣旨書
- 8 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

[様式第11号の2\(第13条の2関係\)](#)

様式第11号の2（第13条の2関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により登記事項証明書を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 法第35条第1項の合併の時の財産目録

[様式第12号\(第14条関係\)](#)

## 様式第 12 号 (第 14 条関係)

## (第 1 面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真		
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
松江市長	印		

## (第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。